

## 第2回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年4月21日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時5分～午前10時18分  
午前11時7分～午前11時52分

### 【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤實
委員	河野朋子	委員	松尾数則

### 【欠席委員】

委員	下瀬俊夫		
----	------	--	--

### 【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
議員	山田伸幸		

### 【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水保
------	------	-------	-----

### 【調査事項】

- 1 委員会の進め方について
- 2 その他

### 【会議の概要】

- 1 委員会の進め方について

#### (1) 委員会の検討項目について

議会機能向上特別委員会の申し送り事項として改選後の継続事項とされたものは別添資料のとおりである。本委員会において、全てを対象にするか、絞り込むか。また、その他追加する項目があるかを議論した。

#### 委員の主な意見

- 議会機能向上特別委員会では、市民の代表である議会がしっかり

機能するためにはどうあるべきかについて議論した。だから、この中のどれかを除くということにはならない。更なる議会改革をしていく必要があり、そのためにも議会機能向上特別委員会の宿題について、さらに熟議していく必要がある。

- 検討項目の全てについて、協議していくことが大事だと感じている。また、協議中にその他の重要案件が出てくれば取り入れていくとしたほうがよい。
- (7)の議会基本条例の見直しは、議会運営委員会の所管である。
- 項目をある程度まとめてから協議したほうが議事を進めやすい。
- 7項目を体系的に分けることができる。(1)(2)は議会機能、(3)(4)(5)は市民を巻き込んだ情報発信・情報収集、(6)の報酬と(7)の定数は関連がある。

#### 結論

- 資料の検討項目のうち、「(7)議会基本条例の見直しについて」を削除する。
- 検討項目を「(1)(2)」、「(3)(4)(5)」、「(6)(8)」の3つに分類する。
- 協議の際、新たな検討項目が出てくれば、その都度追加する。

#### (2) 議事の進め方について

検討項目を協議する際の議事の進め方について議論した。

#### 委員の主な意見

- 項目を議論していく中で、早急に結論を出して実行していくものと、もっと研究、検討をすべきものと出てくると思う。
- すぐできる可能性のあるもの、もっと協議しなければいけないもの、財政的なバックアップがないとできないものなどに分類されると思う。その振り分けをしながら、進めていかないといけない。番号順で進めるのは難しいので、この点を協議したらいいと思う。
- (1)(2)を1つの項目として、その中でできるかできないかを決め

ていったほうが議事を進めやすい。3つに分けた中で、どれがすぐにできるか整理していく。

- すぐ実行できるものを会派内で検討し、委員会に提案して、議論を深める。その後、検討項目については、それぞれ協議していく。
- 3つに分けて、1つずつ片付けていくということで、(1)(2)の中ですぐに結論が出せそうなものとそうでないものの仕分けを会派に持ち帰ってしてもらおうと進めやすいと思う。

#### 結論

- 3つに分けた検討項目ごとに、すぐ実行できる事項と更なる検討が必要な事項に分類する。
- すぐ実行できる事項について先に議論する。その後、更なる検討が必要なものについて項目ごとに議論していく。

#### (3) 今後のスケジュールについて

委員は会派代表と常任委員長で構成されているが、来年9月に常任委員長が交代する可能性がある。そのことを踏まえて、今後のスケジュールについて議論した。

#### 委員の主な意見

- 特別委員会は目的を達するまでなので、十分な議論をすることが大事だ。ただ、できれば速やかに結論を出すことも必要だと思う。項目ごとに速やかにできることは実行していく方向がよい。
- 項目を議論していく中で、早急に結論を出して実行していくものと、もっと研究、検討をすべきものが出てくると思う。最終的に任期の後半2年間にそれが反映できるようにしていけないといけない。そのために前半の2年で議論をきちんと整理して、後半の2年でそれが実践できるようにする。
- 最終的にまとめるということではなく、できるものは実行する。どうしても結論が出ないものは後半に任せる。極力努力して来年常任委員が代わるまでには、ある程度の方向性を出しておくべきだ。

#### 結論

- 期日について結論ありきではなく、4年間というサイクルもあるが、できるものから実施していく。そして、重要課題については、課題を絞り込んで議論していく。

#### (4) 委員の欠席について

委員が委員会を欠席する場合の対応について議論した。

#### 委員の主な意見

- 全ての会派から委員が出るように配慮されているので、委員が欠席すると議会全体での共通認識が難しくなる。欠席する場合は代替りの議員を出席させるような対応をとってほしい。
- 常任委員長として参加している委員について、当該委員会から代替りを出すのではなくて、所属会派から出すということでは。

#### 結論

- 委員会を欠席する場合は、欠席委員が所属する会派から代替りの議員を委員外議員として参加させ、必ず各会派から1名は委員会に出席するようにする。

#### (5) 委員会記録の公表について

委員会の記録について公表するかどうか議論した。

#### 委員の主な意見

- 議会基本条例のときは、要約して会議が終わるたびにホームページで公開した。常任委員会の会議録が今後公表されるが、その関連でどうなるのか。
- 常任委員会も公表するのだから、特別委員会も同様に公表すべきだ。

- 要点筆記で公表するというだけでもいいのではないか。
- 要点筆記でも詳しく、ただの箇条書ではなくて、なぜそうなったのかということぐらいは必要だ。

#### 結論

- 委員会記録は要点筆記で作成し、ホームページで公表する。

#### (6) 次回委員会までに各委員がすべき事項について

次回の委員会までにそれぞれの委員がすべき事項について議論した。

#### 委員の主な意見

- 議会機能向上特別委員会の最終報告書を熟読するなどして、同じ情報の中で協議していかなければいけない。
- すぐ実行できるものは会派内で検討し、委員会に提案して、議論を深める。
- 全体の工程表があったほうが議論を効率的に進められる。

#### 結論

- これまでの流れを把握して議論するため、議会機能向上特別委員会の最終報告書を再度熟読しておく。
- 次回の会議では、検討項目について、すぐにできるかどうか検討するので、このことについて会派内で検討し、その結果を次回の委員会で報告する。
- 今後のスケジュール、どの項目をどのように検討していくかという工程表を正副委員長で作成し、次回までに委員に配布する。

#### 2 その他

次回の委員会は、5月7日（水）10時から開催することとした。

## 改選後の検討項目(案)

### (1) 監視機能項目

- 議員研修について
  - ・ 新人議員を対象とした議会ルールに係る研修会
  - ・ 全議員を対象とした議員研修（専門家による基調講演など）
- 行政評価委員会について
  - ・ 各常任委員会が行うとして、実施時期と評価結果の活用は？
- 議場の議席について
  - ・ 委員長と副委員長の席を隣同士にするのか？

### (2) 政策立案機能項目

- 政策立案及び提言について
  - ・ 政策研究会の設置（議会提案による条例の制定など）
  - ・ 議員間討議の充実
  - ・ 議会の附属機関の設置及び活用
  - ・ 議会事務局体制の充実・強化
- 政策形成サイクルについて（下記サイクルの具体化）
  - ・ 4月から6月まで情報収集を行う。
  - ・ 7月及び8月に各常任委員会で協議する。
  - ・ 8月及び9月に執行部に対し提言を行う。
  - ・ 決算委員会及び3月の予算委員会においてチェックを行う。

### (3) 情報発信

- 傍聴者への資料貸与を配布とすべきかについて
- ユーストリームによる委員会中継
- 独自の市議会HP、市議会 facebook の開設

### (4) 情報収集

- 自治会、諸団体対象政調会について
  - ・ 出された意見の検証と自治会等へのフィードバック

- 政務活動費について
  - ・増額すべきとして、具体的な金額は？
- (5) 市民参加
  - 出前授業、子供議会について
  - 市民モニターについて
- (6) 議員報酬
  - ・報酬審が一定の方向性を示している中で、独自の見解を出すべきか？
- (7) 議会基本条例の見直しについて
- (8) 議員定数

本市議会では、議員定数について平成24年4月から約1年間、適正な議員定数を検討する議員協議会で検討した結果、25人、22人、19人が適当であるとの結論が出た。

その後、議会機能向上特別委員会において、平成25年3月から6か月間、議員協議会の検討結果を踏まえた上で、本市の議員定数について協議した結果、「本市の議会機能をさらに向上させるためには、25人が理想である。しかしながら、本則で定める定数は24人のままとするも、財政状況等本市のおかれている状況を鑑み、現状においては22人とする」との結論に至った。

したがって、この結論に基づき、本条例を制定するものである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、24人とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、山陽小野田市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、22人とする。